

スポーツ施設利用特典に関する実施要領

1 目的

この要領は、公立学校共済組合沖縄支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、公立学校共済組合沖縄支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、あらかじめ定められた優待割引を適用し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図ることを目的とする。

2 指定施設

指定施設は、スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24とする。

3 利用特典の対象

組合員本人及び15歳以上の被扶養者

4 特典適用期間

利用補助期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
ただし、契約を解除した場合は、その時点で終了することができるものとする。

5 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとする。受付窓口で本人確認書類を掲示し、法人会員入会手続を行ったうえで優待割引を適用できるものとする。

6 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

7 利用状況報告

支部長は、指定施設から各月ごとに「法人個人会員在籍者名簿」と「ご利用実績表」を徴するものとする。

8 雑則

支部長は、この要領のほか必要な事項を別に定めることができる。

附則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。